

一般取引条件

本契約条件、プロポーザルおよび見積もりまたは提示価格は、貴社（以下、「クライアント」という）と本契約条件などで想定される商品を提供するIntertek社（以下、「Intertek」という）との間の契約を構成する。

1. 解釈

1.1 文脈上他の意味に解釈すべき場合を除き、本契約において以下の語句は以下の意味を持つものとする。

- (a) 「関連会社」とは、直接的または間接的に、他の事業体を支配するか、他の事業体によって支配されるか、または、他の事業体との共同支配下にある事業体を意味する。
- (b) 「本契約」とは、Intertekとクライアントとの間で締結される本契約を意味する。
- (c) 「本アプリケーション」とは、Intertekが所有するアプリケーションを意味する。クライアントは、遠隔検査を実施する際に、検査員を支援することを目的として、本アプリケーションをモバイルデバイスにダウンロードして利用することができる。
- (d) 「本代価」とは、第5.3条で規定される意味を持つものとする。
- (e) 「機密情報」とは、以下に該当する、あらゆる形式または方法により提示されるすべての情報を意味する。(a) 本契約に従い、または本契約に基づき本サービスを提供する過程で開示され、かつ (b) (i) にかかる開示時点に開示当事者により、文書、電子書式、視覚的手段、口頭またはその他の何らかの方法で開示され、かつ標識を付けるか、印を押すか、あるいは何らかの方法により機密と特定され、かつ/または (ii) 受領当事者により合理的に機密とみなされる、何らかの方法により開示される情報。
- (f) 「知的財産権」とは、著作権、商標（登録済みか否かを問わない）、特許、特許出願（特許を出願する権利を含む）、サービスマーク、意匠権（登録済みか否かを問わない）、営業秘密およびその他のあらゆる既存の類似の権利を指す。
- (g) 「本報告書」とは、本サービスをクライアントに提供する過程において、サプライヤーによって作成される備忘録、検査データ、計算値、測定値、推計値、メモ、認証書およびその他の資料、ならびに、実施されたすべての作業またはサービスの結果を記載したあらゆる形式によるステータス概要書またはその他の連絡文書を意味する。
- (h) 「本サービス」とは、本契約の第2条において、あるいは、場合に応じて、関連するIntertekの本プロポーザルまたは関連するクライアントの購入注文書において指定された試験、認証および検査に関するサービスを意味する。本サービスには、Intertekによる本報告書の提出が含まれることがある。
- (i) 「本プロポーザル」とは、当社が提供する本サービスについての説明、または、場合に応じて、Intertekがクライアントに提示する本代価の見積もりを意味する。
- (j) 「遠隔検査」とは、アプリケーションまたはソフトウェアテクノロジーを利用した直接ビデオリンクによって検査員が遠隔操作で検査を実施できるようにするため、クライアントまたはクライアントのサプライヤーに対し、所定のエリアに移動するよう指示を与えることにより検査員が実施する目視検査を意味する。
- (k) 「検査員」とは、本サービスの提供について責任を負っているIntertekの検査員を意味する。

1.2 本契約において見出しはその解釈に影響を与えない。

2. 本サービス

- 2.1 Intertekは、クライアントに対し、(i) クライアントから受けた指示の範囲内で、および、(ii) Intertekまたは管轄する監査規制機関によって定められた監査プログラムの内容に従い、本サービスを提供するものとする。
- 2.2 本契約の条件と本プロポーザルとの間に矛盾がある場合は、本契約の条件が優先的に適用されるものとする。
- 2.3 クライアントは、本サービスの提供にあたりIntertekが第三者に本報告書を提出する義務が生じる場合、Intertekは本報告書を当該第三者に提出する権利を撤回不可能な形で付与されているとみなされることを了承し、かつ同意する。本条項において、義務とはクライアントの指示により生じるか、あるいはIntertekの合理的な意見により状況、取引、慣習、用途、慣行から黙示される場合に生じるものとする。
- 2.4 クライアントがIntertekに対して、自らが起用するサプライヤーに代わって本サービスを実行するよう指示した場合、クライアントのサプライヤーは、Intertekが提供する本サービスまたはIntertekが作成する本報告書が、クライアントからの具体的な指示に従って、また、かかる指示がない場合は、関連する取引慣行、商慣習または商慣行に従って、本報告書に関連してクライアントとの間で合意した作業の範囲内で、それぞれ提供または作成されること、および、Intertekが本報告書のコピー一部をクライアントに提出することを確認し、かつそれに同意する。本報告書の内容は、クライアントから受けた指示の範囲内で、本サービスを提供した時点で存在する事実と文書に関するIntertekの検証のみを表明するものであり、クライアントまたは規制当局の利益を図ることを目的とするものである。クライアントまたは規制当局は、それぞれが適切と判断する行為について責任を負うものとする。
- 2.5 さらにクライアントおよびそのサプライヤーは、本サービスが、試験、検査または認証の対象となる製品、材料、サービス、システムまたはプロセスの品質、安全性、性能または条件に関するあらゆる事項に対応するように必ずしも設計または意図されたものではないこと、したがって、作業範囲が、試験、検査または認証の対象となる製品、材料、サービス、システムまたはプロセスの品質、安全性、性能または条件に適用される可能性があるあらゆる規格や基準を必ずしも反映したものではないことを確認し、かつそれに同意する。クライアントは、Intertekによって発行された本報告書への依拠が、本報告書に明記された事実と表明、すなわち、本サービスを提供した時点で存在する事実、情報、文書、サンプルまたはその他の資料に関するIntertekの検証または分析のみに制限されることを理解する。
- 2.6 クライアントがIntertekに対し、遠隔検査を実施するように指示した場合、クライアントまたはクライアントのサプライヤーは、(i) 遠隔検査を実施するために必要な完全、正確かつ最新の情報や文書をIntertekに提供すること、(ii) 状況に応じて、本アプリケーションをクライアントまたはそのサプライヤーのスマートフォンにダウンロードして、遠隔検査のみを目的として、本アプリケーションを使用すること、(iii) 検査員が遠隔検査を実行できるようにするため、本アプリケーションを使用する際に検査員がスマートフォンのカメラに直接接続することを許可すること、(iv) 遠隔検査を実施するために必要なインターネット接続を確保することについて、クライアントまたはクライアントのサプライヤーが単独で責任を負うことを表明し、かつそれに同意する。遠隔検査中に、インターネット接続に不具合



が発生した場合、クライアントまたはクライアントのサプライヤーは、再接続のためにあらゆる努力を尽くすものとする。再接続が不可能な場合は、あらかじめ物理的検査の日程を設定するものとする。

- 2.7 クライアントは、かかる本報告書に基づき自らが適切と判断する行動について責任を負うものとする。Intertekまたはその役員、従業員、代理人もしくは下請業者のいずれも、かかる本報告書に基づく作為または不作為について、クライアントまたは第三者にいかなる責任も負わないものとする。
- 2.8 本契約に基づき本サービスを提供することに同意するにあたり、Intertekは、他の人に対するクライアントの義務や責任またはクライアントに対するいずれかの人の義務や責任を制限せず、無効にせず、または、かかる義務や責任の免責を約束しないものとする。

3. Intertekの保証

- 3.1 Intertekは、クライアントに対してのみ以下を保証する。
 - (a) Intertekは、本契約を締結する権限および権能を有するとともに、本サービスの提供に関連して本契約の日付の時点で発効している関連のある法律および規制を遵守すること。
 - (b) 本サービスを、類似の状況において類似のサービスを提供するその他の会社が通常行使するのと同レベルの注意とスキルにより履行すること。
 - (c) 自社の従業員がクライアントの敷地にいる間、第4.3条 (f) に従いクライアントからIntertekに知らされている安全衛生に関する規則および規制ならびにその他の合理的範囲のセキュリティ要件を確実に遵守するために、合理的な措置をとること。
 - (d) 本サービスに関連して作成した本報告書は、第三者のいかなる法的権利（知的財産権を含む）も侵害しないこと。本保証は、Intertekのクライアント（またはその代理業者もしくは代理人）から提供されたあらゆる情報、サンプルまたはその他の関連文書への依拠によって直接的または間接的に侵害が引き起こされた場合には適用されない。
- 3.2 第3.1条 (b) に定める保証に違反する場合、Intertekは、その費用負担により、Intertekのサービス履行上の何らかの欠陥を是正するために合理的に要求される当初履行した種類のサービスを履行するものとする。
- 3.3 Intertekは、明示的にも黙示的にもその他の保証を行わない。制定法またはコモン・ローにより黙示されるその他すべての保証、条件およびその他の条項（商品性および目的適合性に関する黙示の保証を含むがこれらに限らない）については、法律により許容される最大限の範囲で本契約から除外される。Intertek（その代理業者、下請業者、従業員またはその他の代理人を含む）により提供されるいかなるサービスの履行、提出物、口頭またはその他の情報または助言によっても、新たな保証が創設されたり、提供される保証の範囲が拡大したりすることはない。

4. クライアントの保証および義務

- 4.1 クライアントは、以下の各号を表明し、保証する。
 - (a) 本契約を締結し、自身のために本サービス提供の調達を行う権限および権能を有すること。
 - (b) 他の人または事業体のための代理業者またはブローカーとしてではなく、かつその他の代理人としての立場ではなく、自身のために本契約に基づく本サービスの提供を確保していること。
 - (c) クライアント（またはその代理人もしくは代表者）がIntertek（その代理人、下請業者および従業員を含む）に提供するあらゆる情報、記録および関連文書（クライアントまたはサプライヤーの会計帳簿、倫理規程、社内方針、記録（雇用記録を含む）、情報システムを含むが、これらに限定されない）が、真正で正確かつ代表的で完全なものであり、いかなる点でも、誤解を招く内容ではなく、Intertekによって要求された時点で利用可能になること。さらにクライアントは、Intertekが、本サービスを提供することを目的に、クライアントから提供される情報、サンプルまたは関連文書や資料に依拠すること（それらの正確性や完全性を確認または検証する義務を負うことなく）を確認する。
 - (d) 当事者間で合意された期間内に、本サービスに関連する問題について、クライアントの従業員およびクライアントのサプライヤーの従業員と面接、会議または協議を行うことを求めるIntertekからの要請に応じること。
 - (e) クライアントがIntertekに提供するあらゆる情報、サンプルまたはその他の文書（認証書および報告書を含むがこれらに限らない）は、いかなる状況でも第三者のいかなる法的権利（知的財産権を含む）も侵害しないこと。
- 4.2 提供される本サービスが第三者に関係する場合、クライアントは、かかる第三者が本報告書を受領し、または本サービスの利益を得る以前に、その前提条件として、かかる第三者をして本契約および本プロポーザルの条項を了承し、かつ同意させるものとする。
- 4.3 さらにクライアントとそのサプライヤーは、以下の各号に同意する。
 - (a) 本サービスに関連するすべての事項についてIntertekと協力し、本サービスに関連してマネージャーを指名すること。当該マネージャーは、クライアントの代理としてIntertekに指示を与え、必要に応じてクライアントを契約により拘束する権限を正式に付与されること。
 - (b) Intertekが、当事者間で合意されたように、本サービスを適時に提供できるようにするため、然るべき時期までに指示およびフィードバックを与えること。
 - (c) Intertek（その代理業者、下請業者および従業員を含む）に対し、本サービスの提供のために合理的に必要な場合にクライアントの敷地および本サービスが提供されるその他の関連する敷地にアクセスできるようにすること。
 - (d) Intertekが本サービスの履行のためにいずれかの敷地で立ち会う以前に、Intertekに対し、本サービスが提供される敷地において適用されるすべての安全衛生規則・規制およびその他の合理的なセキュリティ要件を知らせること。
 - (e) Intertekに対し、クライアントから提出されたアイテム、またはクライアントの敷地で使用するもしくは本サービスの提供に必要なプロセスもしくはシステムに関する、リスク、安全上の問題または事故について速やかに通知すること。
 - (f) 提供される本サービスまたは機密情報に何らかの輸出入規制が適用される可能性がある場合は、事前にその旨をIntertekに通知すること。かかる規制には、国際武器取引規則（ITAR）や米国輸出管理規則（EAR）といった米国の輸出入規制法が含まれるが、これらに限定されないものとする。この実例を挙げると、輸出入取引が制限または禁止されている国との間で、何らかの製品、情報または技術を輸出または輸入することなどが含まれる。
 - (g) 認証書を発行する場合、当該認証書の有効期限内に認証の正確性に重大な影響を与える可能性のある変更があれば直ちにIntertekに通知および助言すること。
 - (h) 本サービスに関連して関連のある法律および規則を遵守するのに必要なあらゆるライセンスおよび同意を取得し維持すること。



- (i) 本契約に基づきIntertekが発行した本報告書を、誤解を招くような方法で使用しないこと、およびかかる本報告書を全文でのみ配布すること。
 - (j) いかなる場合にも、Intertekから事前の書面同意を得ずに（かかる同意は不合理に留保されない）本報告書の内容、抜き書き、抜粋または一部分を配布または公表しないこと。
 - (k) 5日を超える期間にわたり、本サービスを中断してはならず、また、本サービスの中断期間中であっても、中断日数1日あたりの検査員の日当およびその他の費用をIntertekに支払うこと。
 - (l) Intertekの書面による事前の同意がない限り、知的財産を使用しないこと。これには、商標、広告・販促資材のブランディング、またはクライアントやそのサプライヤーによる声明などが含まれるが、これらに限定されないものとする。
- 4.4 Intertekの違反はクライアントが本第4条に定める義務を遵守しないことの直接の結果である場合にはその限りにおいて、Intertekは本契約に違反するものではなく、かつ本契約の違反についてクライアントに対して責任を負うことはないものとする。クライアントはまた、Intertekによる本サービスの提供に関してクライアントが本契約で定める自身の義務を履行しないことの影響は、以下の第5条に基づく本代価の支払いに関して本契約に定められたクライアントの義務には及ばないことを認める。

5. 代価、請求および支払い

- 5.1 両当事者は、本サービスが本契約に定められた条件に従って提供されるとともに、本契約に明記された条件に準拠すること、および、購入注文書またはその他の文書に記載されているか否かにかかわらず、クライアントがIntertekに対してすでに提示したか、または今後提示する可能性があるすべての条件よりも優先的に適用されることに同意する。
- 5.2 クライアントは、本プロポーザルに記載されているか、または別段に書面をもって同意した代価（「本代価」）をIntertekに支払うものとする。
- 5.3 本プロポーザルに記載されていない場合、クライアントの要求に応じてサービスが追加された場合は、本代価が請求されるものとする。
- 5.4 本代価は、VATおよびその他に適用される税金を除外して表示される。源泉徴収税を差し引いた金額を提示したIntertekが、該当する源泉徴収税を含んだ見積価格をクライアントに提示している場合、クライアントは、毎月1回、Intertekが有効なインボイスを発行してから30日以内に、法定税率で本代価に課される税金を、法律で定められた方法で支払うものとする。
- 5.5 クライアントは、本サービスの提供に関連してIntertek側で発生した諸経費をIntertekに払い戻すことおよび試験用サンプルに係る運送費または通関手数料について全責任を負うことに同意する。
- 5.6 本代価は、本契約に基づく本サービスに対しクライアントが支払うべき料金の総額を表す。Intertekが行う追加の作業については、実働時間および実費ベースで請求される。
- 5.7 本サービスの進捗に伴い、Intertekは、毎月1回、クライアントに対して電子インボイスを発行することを予定している。電子インボイスは、電子メールで送信することが可能であり、かかる電子メールを受信した時点でクライアントに送付されたものとみなされる。クライアントが紙媒体のコピーを郵便で送付することを要求したとしても、Intertekは、かかる要求に応じる義務は一切ないものとする。インボイスを郵便で送付する場合は、25ポンドの事務手数料が加算されるものとし、紙媒体のインボイスの金額については、上記第5.5条で定めた支払い条件が適用されるものとする。
- 5.8 クライアントの財政状態または支払い能力を勘案して、正当な行為であると判断した場合、Intertekは、クライアントに対し、Intertekが指定した方法で担保または追加の担保を直ちに差し入れるか、または、代価を前払いすることを要求する権利を有するものとする。クライアントが、要求された担保を提供することができなかった場合、Intertekは、その他に有する権利を損なうことなく、それ以降、本サービスの全部もしくは一部の提供を直ちに中止するものとし、それまでに提供した本サービスの対価に相当する本代価は、直ちに支払期限が到来し、支払い義務が発生するものとする。
- 5.9 クライアントが上記第5.5条で定められた期限内に、期限の到来した支払いを行わなかった場合において、合理的な期間内に、最低でも1回、Intertekから支払い期限が到来した旨の催告を受けた後、クライアントは、自らの支払い義務および本契約の不履行に陥ることになる。かかる場合、クライアントは、支払い期限から実際の支払い日までの間、未払い残高について利息を支払う義務がある。適用される金利は、イングランド銀行の基準金利に5パーセントを上乗せした利率とみなされる。さらに、クライアントが債務不履行に陥った後に発生する回収費用はすべて、裁判上・裁判外を問わず、クライアントの負担となるものとする。裁判外費用は、元本と利息の合計額の最低10パーセントに相当する金額に設定されているが、これによって、Intertekが本金額を超えて実際に負担した裁判外費用を徴収する権利を失うことはないものとする。裁判費用については、イングランド銀行の基準金利を上回る場合であっても、Intertekが負担するすべての費用が含まれるものとする。
- 5.10 クライアントがインボイスの内容に異議を申し立てた場合、かかる異議の詳細は、電子インボイスを受領してから7日以内に、Intertekに提出しなければならない。そうでなかった場合、かかるインボイスは、受理されたものとみなされる。かかる異議申し立てを行った場合であっても、クライアントは、上記第5.5条で定められた期限内に支払いを行う義務を免れないものとする。
- 5.11 所定の情報をインボイスに記載するかまたは追加することを要求する場合、クライアントは、本プロポーザルを作成する時点で、かかる要求を行わなければならない。クライアントが、当事者間で合意されたインボイスの様式の変更または情報の追加をそれ以降に要求した場合であっても、クライアントは、上記第5.9条で定められた期限内に支払いを行う義務を免れないものとする。インボイスの追加のコピーを発行するか、または、本プロポーザルで合意した内容からインボイスの詳細、形式もしくは構成を変更する場合、Intertekは、インボイス1通ごとに25ポンドの事務手数料を請求する権利を留保する。Intertekは、かかるインボイスの変更請求を拒否する権利を保持する。Intertekがクライアントの要求を拒否した場合であっても、クライアントは、上記第5.5条で定められた期限内に支払いを行う義務を免れないものとする。
- 5.12 クライアントによる行為によって本サービスの完了が遅延した場合であっても、Intertekは、それまでに提供したすべての本サービスの費用をクライアントに請求する権利を有するものとする。かかる状況下において、クライアントは、インボイスの日付から30日以内に、インボイスの金額を支払うことに同意する。

6. 知的財産権およびデータ保護

- 6.1 本契約の締結以前に当事者に帰属していたすべての知的財産権は、引き続き当該当事者に帰属するものとする。



- 6.2 クライアント（またはその関連会社）が、マーケティング、メディア向けの発表または出版の目的で「Intertek」の名前またはIntertekの商標もしくはブランド名を使用する場合は、Intertekの書面による事前の承認を取得しなければならない。それらを不正に使用した場合、その結果として、Intertekは本契約を直ちに解除する権利を留保する。
- 6.3 認証サービスを提供する場合、クライアントは、認証マークの使用については、国内法および国際法に服する可能性があることについて了承し、かつ同意する。
- 6.4 本契約に基づきIntertekが作成する本報告書、文書、グラフ、チャート、写真またはその他のマテリアル（媒体を問わない）に含まれるすべての知的財産権は、Intertekに帰属する。クライアントは、本契約の目的のために、かかる本報告書、文書、グラフ、チャート、写真またはその他の資料を使用する権利を有するものとする。
- 6.5 クライアントは、本報告書（Intertekがクライアントに提供する提出物を含む）を作成または提供する過程、および本サービスをクライアントに提供する過程で生じる可能性のある概念、アイデアおよび発明に含まれる一切の知的財産権についてはIntertekがこれを保有することを了承し、かつ同意する。
- 6.6 両当事者は、データ保護に関するあらゆる制定法上の規制（EU一般データ保護規則2016/679（以下、「GDPR」という）の規定を含むが、これに限定されない）を遵守するとともに、GDPRの該当するすべての要求事項に従うものとする。クライアントは、本サービスを開始する前に、直接雇用か業務委託かを問わず、それぞれの従業者の同意が得られていることを保証する。クライアントは、直接的か間接的かを問わず、データ保護法の不遵守および本第6.6条に規定された義務の違反に起因または関連して生じるあらゆる請求、訴訟、責任（訴訟費用および弁護士費用を含む）について、Intertek、その役員、従業員、代理人、代表者、請負業者および下請業者を補償し、かつ何らの損害も与えないものとする。

7. 機密保持

- 7.1 ある当事者（以下「受領当事者」という）が、本契約に関連して（本契約の日付の以前か以後かを問わず）他方当事者（以下「開示当事者」という）の機密情報を入手する場合、当該当事者は、第7.2条から7.4条を条件として、以下の義務を負うものとする。
 - (a) 自社の機密情報に払うのと同等の注意基準を適用して当該機密情報を守秘する。
 - (b) 本契約に基づく義務を履行する目的に限り当該機密情報を使用する。
 - (c) 開示当事者の事前の書面同意を得ずに、いかなる第三者にも当該機密情報を開示しない。
- 7.2 受領当事者は、開示当事者の機密情報を以下に該当する"知る必要のある"者に開示できる。
 - (a) 自社のために雇用している法律顧問および監査役。
 - (b) 自社の事業に対し規制または監督権限を持つ規制機関。
 - (c) 受領当事者の取締役、役員または従業員。ただし、それぞれの場合に、受領当事者は、当該人物にまず第7.1条に基づく義務について通知し、かつ当該人物がかかる機密情報について第7条に定められているのと同等以上の守秘義務に拘束されることを確認していることを条件とする。
 - (d) 受領当事者がIntertekである場合、そのいずれかの子会社、関係会社または下請会社。
- 7.3 第7.1条および第7.2条の条項は、以下のいずれかに該当する機密情報には適用されない。
 - (a) 開示当事者から受領する以前に受領当事者が使用または開示の制限を受けずに既に所有していた機密情報。
 - (b) 第7条に違反せずに公知であるか公知となる機密情報。
 - (c) 受領当事者が、当該情報を適法に取得し、かつ自らの開示を制限する義務を負っていない第三者から受領する機密情報。
 - (d) 関連のある機密情報にアクセスせずに受領当事者が独自に開発する機密情報。
- 7.4 受領当事者は、法律、規制当局、または受領当事者が上場している証券取引所の規則によって開示を要求された場合は、開示当事者の機密情報を開示することができる。ただし、受領当事者は、開示当事者に対して、そのように情報開示を要求されたことを直ちに書面で通知したうえで、可能な場合は、適切な法的手段を通じて開示を阻止するための合理的な機会を開示当事者に与えることを条件とする。
- 7.5 各当事者は、その従業員、代理業者および代理人（Intertekの場合は下請会社にも同様の義務を課すものとする）が第7条に基づく自社の義務を確実に遵守するようにするものとする。
- 7.6 開示当事者が機密情報を開示するという行為のみでは、当該機密情報に関していかなる知的財産権のライセンスも与えられない。
- 7.7 アーカイブストレージについては、クライアントは、Intertekがその品質保証プロセスまたは関連のある適合性認定機関の試験・認証規則により要請される期間、提供した本サービスを文書化するのに必要なあらゆるマテリアルを自身のアーカイブにおいて保持できることを認める。

8. 改訂

- 8.1 書面により、本契約を改訂する旨明示的に表明され、各当事者の正当な署名者が署名する場合を除いて、いかなる本契約への改訂も無効である。

9. 不可抗力

- 9.1 本契約に基づく義務の履行の遅延または不履行が以下の各号のいずれかの結果である場合に限り、一方当事者は、他方当事者に対し、当該義務の履行の遅延または不履行について責任を負わないものとする。
 - (a) 戦争（布告しているか否かを問わない）、内戦、暴動、革命、テロ行為、軍事行動、サボタージュ、および／または海賊行為。
 - (b) 暴風、地震、津波、洪水および／または雷などの天災。爆発および火災。
 - (c) ストライキおよび労働争議（影響を受ける当事者または影響を受ける当事者のサプライヤーもしくは代理業者の1人以上の従業員による場合を除く）。
 - (d) 電気通信、インターネット、ガス、電気サービスの提供者などの公益事業会社の不履行。
- 9.2 誤解を避けるために、影響を受ける当事者がIntertekである場合、下請業者側の不履行または履行遅延により発生する不履行または遅延は、下請業者が上記の中の1つの事由により影響を受ける場合にのみ不可抗力事由（以下に定義される）になるものとする。
- 9.3 第9.1条に記載される事由（以下「不可抗力事由」という）により自社の履行が影響を受ける当事者は、以下を行うものとする。
 - (a) 他方当事者に書面により速やかに不可抗力事由、その原因および結果として生じる推定遅延期間、またはその義務の不履行について通知する。



- (b) 不可抗力事由の影響を回避または緩和するためにあらゆる合理的な努力を行うとともに、合理的に可能な限り早急に影響を受けた義務を引き続き履行する、または履行を再開する。
 - (c) 不可抗力事由により影響を受けなかった本サービスを引き続き提供する。
- 9.4 不可抗力事由がその開始日から60日超を経過しても持続する場合、各当事者は他方当事者に少なくとも10日前に書面通知を行うことにより本契約を解除できる。

10. 賠償責任の制限および免除

- 10.1 いずれの当事者も、次の各号に掲げる事由から生じる他方当事者に対する賠償責任を排除または制限しないものとする。
- (a) 当該当事者またはその取締役、役員、従業員、代理人もしくは下請業者による過失の結果として生じる死亡または身体障害;
 - (b) 当該当事者自らによる詐欺行為（またはその取締役、役員、従業員、代理人もしくは下請業者による詐欺行為）。
- 10.2 第10.1条の規定に服することを条件に、契約上か、不法行為（過失および法定義務違反を含む）によるか、またはその他の理由によるかを問わず、本契約の違反に対する、または本契約の条件に従い提供される本サービスに起因もしくは関連して生じうる問題に対するIntertekの責任限度額は、本契約に従って提供される本サービスの対価としてクライアントまたはそのサプライヤーからIntertekに支払われる手数料に相当する金額とする。
- 10.3 上記第10.2条の規定にかかわらず、Intertekは、契約上か、不法行為（過失および法定義務違反を含む）によるか、またはその他の理由によるかを問わず、(i) 逸失利益、(ii) 売上または事業の喪失、(iii) 営業上の信用や評判の喪失または毀損、(iv) 製品リコールを行うための費用や経費、(v) ソフトウェア、データまたは情報の使用の喪失または破損、(vi) 間接的、派生的、懲罰的または特別な損失（たとえIntertekがかかる損失の可能性を事前に知らされていた場合であっても）、(vii) Intertekに提供された虚偽、不明瞭、不完全または誤解を招く情報から生じる本報告書の誤った結果、(viii) クライアントが適用される法規制の要件を遵守しなかったことについて、いかなる責任も負わないものとする。
- 10.4 クライアントがIntertekに対して損害賠償を請求する場合、クライアントは、当該請求を生じさせた状況を認識してから90日以内に提起しなければならない。

11. 免責

- 11.1 Intertekによる過失または詐欺行為が判明した場合を除き、クライアントは、以下に起因または関連して直接的または間接的に生じる一切の請求、訴訟、責任（訴訟費用および弁護士費用を含む）について、Intertek、その役員、従業員、代理人、関連会社、請負業者および下請業者を免責し、かつ損害を与えないものとする。
- (a) いずれかの法律、法令、規制、規則または政府機関もしくは裁判所からの命令のクライアントによる実際のまたは主張される不遵守に対する政府機関またはその他による請求または訴訟。
 - (b) クライアントの製品または設備およびIntertek、その役員、従業員、代理業者、代理人、請負業者および下請業者が本契約に基づき提供する本サービスに関連して発生し、かつ、人もしくは事業体が被ったまたはそれらに生じている人的傷害、物的損失・損害、経済的損失および知的財産権の損失・損害についての請求または訴訟。
 - (c) クライアントによる上記第4条に定めるいずれかの義務への違反または主張される違反。
 - (d) 本サービスの履行、主張される履行または不履行に関連して生じる損失、損害または費用（性質および発生の根拠を問わない）に対して第三者によってなされる請求（ある1つの本サービスに関連する請求の合計額が上記第10条に定める責任額の制限を超える範囲に限る）。
 - (e) Intertekが発行した本報告書をクライアントが誤使用、無許可使用または不正使用した結果として生じうる、Intertekの営業上の信用や評判を毀損する可能性がある訴訟または請求；かかる使用には、クライアントが、Intertekの書面による事前の承諾を得ることなく、メディア向けの発表、マーケティングまたは出版を目的に「Intertek」の名前またはIntertekの商標もしくはブランド名を使用することが含まれるが、これに限定されないものとする。
- 11.2 第11条に定める義務は、本契約の終了後も存続するものとする。

12. 保険契約

- 12.1 各当事者は、専門職業賠償責任保険、雇用者賠償責任保険、自動車保険、財産保険を含むがそれらに限らない自社自身の保険の手配および費用について責任を負うものとする。
- 12.2 Intertekは、クライアントに対する保険者または保証人としてのいかなる責任も明示的に否認する。
- 12.3 クライアントは、Intertekが維持する雇用者賠償責任保険は、クライアントまたは本サービスの提供に関連する可能性がある第三者の従業員を対象としていないことを認める。クライアントまたは第三者に帰属する敷地において本サービスを履行する場合、Intertekの雇用者賠償責任保険はIntertekの従業員以外の者を対象としていない。

13. 契約の終了

- 13.1 本契約は、本サービスが開始される初日に開始し、本第13条に従い早期に解除されない限り、本サービスの提供が完了するまで継続するものとする。
- 13.2 本契約は、以下のいずれかの方法によって解除することができる。
- (a) いずれかの当事者が他方当事者に対して本契約に基づき課される義務の重大な違反の是正を要請する書面通知を配達証明付郵便またはクーリエにより発送後、他方当事者が30日を超えて当該違反を継続する場合、当該通知を発送した当事者は、本契約を解除することができる。
 - (b) クライアントが支払期限日までにインボイス額を支払わず、かつ/またはさらなる支払い要請を行っても支払わない場合、Intertekは、クライアントに対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
 - (c) 他方当事者が債権者と任意整理手続を行うか、管財命令の対象になるか、（個人または法人である場合）破産状態に陥るか、（会社である場合）清算手続を開始するか（合併による支払能力の継承または事業再編を目的とする場合を除く）、抵当権者が他方当事者の財産や資産の占有権を



取得するか、他方当事者の財産や資産に対して財産保全管理人が指名されるか、あるいは、他方当事者が事業を営むことを停止するかまたは停止する恐れがある場合、もう一方の当事者は、他方当事者に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

13.3 クライアントは、Intertekに対し、満了の日（満了日を含む）までに履行されたすべての本サービスの代価を支払うものとする。

13.4 本契約の終了または満了は、両当事者の既発生の権利および義務に影響するものではなく、かつ、かかる終了もしくは満了時に効力を生じ、またはそれ以後に効力が継続すると明示的または黙示的に意図される規定にも影響しないものとする。

14. 譲渡および再委託

14.1 Intertekはまた、クライアントに通知を行うことを条件に、本契約をIntertekグループに属するいずれかの会社に譲渡することができる。

15. 準拠法および紛争の解決

15.1 本契約および本プロポーザルは、イギリスの法律に準拠する。両当事者は、本契約に起因または関連して生じる紛争または請求（本契約に基づく本サービスの提供に関連する契約外の請求を含む）に関して、イギリスの裁判所の専属管轄権に服することに同意する。

16. 雑則

分離可能性

16.1 本契約のいずれかの条項が無効、違法もしくは執行不能である、または無効、違法もしくは執行不能となる場合、かかる条項は分離され、残りの条項は、あたかも本契約がかかる無効、違法もしくは執行不能の条項なしに締結されたかのごとく、引き続き完全に有効である。かかる無効性、違法性、執行不能性があまりに根本的で、本契約の目的の達成を阻害する場合、Intertekおよびクライアントは、直ちに誠意ある交渉を開始し代替的な取り決めについて合意するものとする。

パートナーシップ、代理関係がないこと

16.2 本契約のいかなる内容も、また本契約に基づき両当事者がとったいかなる行動も、両当事者間のパートナーシップ、団体、ジョイントベンチャーまたは共同事業体を構成するものではなく、かつ、いずれかの当事者を他方当事者のパートナー、代理人、法的代表者とするものではない。

権利放棄

16.3 上記第10.4条の規定に服することを条件に、いずれかの当事者が本契約のいずれかの条項の厳格な履行を主張しないこと、または自身に付与される権利または救済策を行使しないことは、権利放棄を構成するものではなく、また、それにより本契約で規定された義務が減じられることはない。いずれかの違反に対する権利放棄は、その後の違反への権利放棄とはならないものとする。

16.4 本契約に基づきいずれかの権利または救済策の放棄は、それが放棄であると明確に表明し、他方当事者に書面で伝達しない限り無効である。

完全な合意

16.5 本契約および本プロポーザルは、本契約により企図される取引に関連する両当事者間の完全な合意を含んでおり、かかる取引または主題に関連する両当事者間の事前のすべての合意、取り決め、および了解に優先する。いかなる発注書、計算書またはその他の類似の文書も本契約の条件に追加されたり、それを変更したりすることはない。

16.6 各当事者は、本契約の締結にあたり、本契約の承認または署名を行う以前に他方当事者により、あるいは他方当事者のために行われたいかなる事実表明、保証、付随契約またはその他の確約（本契約に規定または言及される内容を除く）にも依拠していないことを認める。各当事者は、本条項がなければ、かかる事実表明、保証、付随契約またはその他の確約に関して自身に与えられていたはずのあらゆる権利と救済策を放棄する。

16.7 本契約のいかなる規定も、悪意の不実表示に対する賠償責任を制限または免除するものではない。

第三者の権利

16.8 本契約の当事者でない者は、1999年契約（第三者の権利）法に基づき本契約の条件を執行する権利を有さないものとする。

追加保証

16.9 各当事者は、相手方当事者から要求を受けた場合、相手方当事者の費用負担で、要求された証書や文書を作成および交付するとともに、要求されたその他の措置を講じるものとする。ただし、いずれの場合も、本契約に基づく相手方当事者の義務を完全に履行するため、適時、合理的な要求に従うことを条件とする。

